

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成1年2月23日	不動産番号	0114000172947
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	板橋区上板橋二丁目			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
式八参番式五	宅地	36	42	式八参番式から分筆 〔昭和四五年六月八日〕	
余白	余白	余白		昭和六参年法務省令第参七号附則第式条第式項 の規定により移記 平成元年式月式参日	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和45年7月1日 第30633号	原因 真正な登記名義の回復 所有者 板橋区上板橋二丁目参七番壹〇号 西山 幹 夫 順位式番の登記を移記
	余白	余白	昭和六参年法務省令第参七号附則第式条第式項 の規定により移記 平成元年式月式参日
2	所有権移転	令和5年6月12日 第20789号	原因 平成26年6月29日相続 共有者 さいたま市桜区大字下大久保1699番地2 パルコート浦和319 持分3分の1 西山 貴 志 千葉県流山市駒木台5番地の2ネオハイツ江 戸川台401 3分の1 寺 崎 政 子 埼玉県志木市館二丁目4番6-805号 3分の1 西山 有 紀
3	共有者全員持分全部移転	令和5年12月25日 第45200号	原因 令和5年12月25日売買 所有者 埼玉県上尾市上野47番地1 クオリティハウジング株式会社
4	所有権移転	令和5年12月25日 第45202号	原因 令和5年12月25日売買 所有者 東京都港区西麻布四丁目4番1号 株式会社ベストセレクト
5	所有権移転	令和7年6月19日 第23182号	原因 令和7年6月19日売買 所有者 東京都板橋区赤塚五丁目5番5号 株 式 会 社 ス マ イ ル エ コ 会社法人等番号 0114-01-0112 95

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K72505 (1 / 1)

1 / 3

権 利 部 (乙 区) (所 有 権 以 外 の 権 利 に 関 する 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	抵当権設定	昭和46年5月10日 第21260号	原因 昭和四十六年五月〇日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金貳百万円 利息 年九・四八％ 損害金 年〇八・貳五％ 債務者 板橋区上板橋二丁目参七番〇号 西山 幹 夫 抵当権者 豊島区巢鴨二丁目〇番貳号 巢 鴨 信 用 金 庫 (取扱店 常盤台支店) 共同担保 目録(カ)第四〇番四号 順位〇番の登記を移記
2	根抵当権設定	昭和59年11月6日 第40900号	原因 昭和五十九年〇月貳七日設定 極度額 金参百五拾万円 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手債権 債務者 板橋区上板橋二丁目参七番〇号 西山 貴 志 根抵当権者 豊島区巢鴨二丁目〇番貳号 巢 鴨 信 用 金 庫 (取扱店 常盤台支店) 共同担保 目録(カ)第六〇番七号 順位貳番の登記を移記
付記1号	貳番根抵当権変更	昭和62年9月4日 第42518号	原因 昭和六十二年九月参日変更 極度額 金七百万円 順位貳番付記〇号の登記を移記
	余 白	余 白	昭和六参年法務省令第参七号附則第貳条第貳項 の規定により移記 平成〇年〇月〇日参日
3	1 番抵当権抹消	平成11年12月7日 第37289号	原因 平成11年11月30日弁済
4	2 番根抵当権抹消	平成11年12月7日 第37290号	原因 平成11年11月30日解約
5	抵当権設定	令和7年6月19日 第23183号	原因 令和7年6月19日金銭消費貸借同日設 定 債権額 金5,700万円 利息 年2・9％(年365日の日割計算) 損害金 年14・0％(年365日の日割計算) 債務者 東京都板橋区赤塚五丁目5番5号 株 式 会 社 ス マ イ ル エ コ 抵当権者 東京都青梅市勝沼三丁目65番地 青 梅 信 用 金 庫 共同担保 目録(カ)第7691号



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K72505 (1 / 1)

2 / 3

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

(東京法務局板橋出張所管轄)

令和7年7月16日

東京法務局新宿出張所

登記官

嶋田明彦

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K72505 (1/1)

